

社会福祉法人むかわ町社会福祉協議会たすけあい金庫貸付運営規程

(名称)

第1条 この金庫は、たすけあい金庫（以下「金庫」という。）と称する。

(目的)

第2条 この金庫は、むかわ町に在住する生活困窮者に対し、応急生活資金、応急医療費、更生資金を貸付け、その世帯の援護及び自立更生を図ることを目的とする。

(業務)

第3条 この金庫の業務は、社会福祉法人むかわ町社会福祉協議会（以下「本会」という。）が行うものとする。

(借受人)

第4条 この資金は、次の各号に該当するものに貸付するものとする。

- (1) 生活困窮のため、応急生活資金、応急医療費又は更生資金を必要とする事情が明らかである者
- (2) 生活保護申請中の者で、保護支給開始まで生活維持が困難と認められる者

第5条 前条の貸付にあたり、次の各号の要件を備えることを必要とする。

- (1) 更生意欲があり、且つ償還能力がある者
- (2) むかわ町に6月以上居住し、また今後引き続き居住しようとする者
- (3) 前項の居住期間に達しないものについては、民生委員の証明する者

(貸付限度額)

第6条 資金の貸付は一世帯につき6万円以内とする。

(貸付利子)

第7条 貸付金は、無利子、無担保とする。

(貸付期間)

第8条 貸付期間は6月以内とする。

(再貸付)

第9条 借受人及び連帯保証人は、借り受けた資金完済後でなければ再び借り受けることはできない。ただし、特別の事情がある場合はこの限りではない。

(連帯保証人)

第10条 資金の借り受けをするときは、連帯保証人1名以上を必要とし、連帯保証人は借受人と連帯で債務を履行しなければならない。

2 連帯保証人の要件については、第5条を準用する。

(借入申込)

第11条 資金の借り受けを希望する者（以下「借入申込者」という。）は、たすけあい金庫借入申込書（様式第1号）により、会長に申し込まなければならない。

(貸付可否及び支出命令)

第12条 会長は、前条により申し込みを受理した場合は、貸付の可否及び貸付額を決定し、借入申込者に通知し、貸付をする場合は支出命令書により資金の支出を命令する。

(貸付)

第13条 貸付の決定を受けた借入申込者は、たすけあい金庫借用書(様式第2号)を提出し、資金を受領する。

(償還)

第14条 会長は借受人に対して、たすけあい金庫償還告知書(様式第3号)により今期の償還金額及び支払金額について通知し、償還させるものとする。ただし、借受人が次の各号に該当する場合は、貸付期間中であっても貸付の一部又は全額の償還を命ずる。

- (1) むかわ町外に転出しようとするとき
- (2) 借り入れ申し込み内容に不正があったとき
- (3) その他この規程に違反したとき

(貸付後の届出)

第15条 借受人及び連帯保証人、地区民生委員は次の各号に該当する場合には、直ちにその旨を会長に届け出なければならない。

- (1) 借受人及び連帯保証人の氏名、住所を変更したとき
- (2) 借受人及び連帯保証人が火災、その他の非常災害を受けたとき
- (3) 借受人及び連帯保証人が死亡したとき

(転貸の禁止)

第16条 借受人は、貸付金を他に転貸することはできない。

(欠損処分)

第17条 借受人及び連帯保証人の死亡、又は長期にわたり更生が不可能と認められる場合は、地区民生委員及び本会理事会の承認を得て、欠損処分の処置ができる。

(貸付業務の停止)

第18条 金庫の利用者が増加して、運営資金に余裕がなく枯渇を生じた場合は、一時貸付業務を停止することができる。

附 則 (平成18年4月14日第1回理事会)

この規程は、公布の日から施行し、平成18年3月31日から適用する。